

## 「ラクモ」会員規約

### 【個人情報の取扱いについて】

1. 「ラクモ」会員契約締結の申込をしようとする者（以下、「入会希望者」という）及び「ラクモ」会員並びに「ラクモ」登録運転者（以下、「ラクモ」会員と「ラクモ」登録運転者を総称して「『ラクモ』会員等」という）は、株式会社トヨタレンタリース愛知（以下、「当社」という）が下記の目的で入会希望者及び会員等の個人情報を利用することに同意するものとします。
  - (1) 「ラクモ」会員規約に基づく当社の義務を履行し、「ラクモ」のサービスを円滑に提供・運営すること。
  - (2) 入会希望者並びに会員等の本人確認及び審査を行うこと。
  - (3) 自動車、保険、携帯電話、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、入会希望者及び会員等にご案内すること。
  - (4) 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、入会希望者及び「ラクモ」会員等にアンケート調査を実施すること。
2. 入会希望者及び会員等は、当社が下記に示した範囲において入会希望者及び「ラクモ」会員等の個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、入会希望者及び「ラクモ」会員等は、当該第三者への自己の個人情報の提供の停止を求めることができます。
  - (1) 提供内容：利用車種、使用目的、借受開始日時等のカーシェアリング車両の借受に関する情報及び入会希望者並びに会員等の氏名・住所等の個人情報。
  - (2) 提供先及びその利用目的：

提供先	利用目的
トヨタ自動車株式会社	入会希望者又は会員等に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うこと。
トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社と情報提供契約を締結した者	入会希望者又は運転者に、商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策検討等の参考にする目的で、カーシェアリング車両を借受した動機など、あるいは当社のお客様対応についてアンケート調査を実施すること
トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社とトヨタレンタリースフランチャイズ契約を締結した者（以下「トヨタレンタリース店」という）	利用契約締結の円滑化等、お客様に満足いただくための施策立案及びフランチャイズ全体としての体制整備

## 第1章 総則

### 第1条 （規約の適用）

当社は、この規約（以下、「規約」という）及び規約に関し定める細則（以下、「細則」という）の定めるところにより、会員制カーシェアリングサービス「ラクモ」（以下、「本サービス」という）を提供するものとします。

### 第2条 （会員）

本サービスの会員は、規約に同意のうえ当社所定の方法により入会を申し込み、当社がこれを審査のうえ入会を承諾した者（以下、「会員」という）とします。

### 第3条 （登録運転者）

会員は、当社所定の方法により会員が届け出て当社が審査のうえ登録を許可した者を、登録運転者（以下、「登録運転者」という）として、登録（以下、「運転者登録」という）することができるも

のとします。

- 2 当社は、会員が同時に登録できる登録運転者数の人数について、何らの予告なく上限を設けることができるものとし、上限の変更についても同様とします。但し、当社による上限の設定又は変更以前に当該上限を超えて会員が登録していた登録運転者については、第12条に定める運転者登録の終了の場合を除き、上限の設定又は変更後もなお、その地位を失わないものとします。

#### 第4条 (会員ID等)

当社は、会員及び登録運転者（以下、「会員等」という）に対し、個人を識別するための専用ID（以下、「会員ID等」という）を発行するものとします。

- 2 会員等は、当社から発行を受けた自らの会員ID等を、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、他の会員等を含む会員本人以外の第三者に使用させてはならないものとします。
- 3 会員等は、自らの会員ID等を紛失若しくは漏洩したとき、又はその恐れがあるときは、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。

#### 第5条 (運転免許証等の提出)

会員等は、入会若しくは登録の申込にあたって、又は入会若しくは登録後、当社から運転免許証その他の公的証明書類又はその他必要書類等（以下、「運転免許証等」という）の提出を求められた場合には、これに応じてすみやかに運転免許証等を提出するものとします。

#### 第6条 (入会金及び年会費)

本サービスの入会金及び年会費は、無料とします。

#### 第7条 (届出情報の変更)

会員等は、入会又は登録時に当社に届け出た事項について、入会又は登録後、その内容に変更が生じた場合には、当社所定の方法により、すみやかに変更後の内容を届け出るものとし、以後も同様とします。

#### 第8条 (支払方法)

会員は、規約に基づき当社に対して負う金銭債務について、自らの登録したクレジットカード（以下、「登録クレジットカード」という）から引き落とす方法により支払うことに同意します。

- 2 当社は、登録クレジットカードから会員の金銭債務を引き落とすことが出来なかったときは、会員に対し、請求書の発行による再請求を行うものとし、会員は、再請求において当社が別途指定した日までに、当社の指定する金融機関口座に、請求額を振り込み支払うものとします。この場合、当社は、会員に対し、当月分の利用料金に加え、再請求に要する費用を手数料として請求することが出来るものとします。

#### 第9条 (入会等の拒絶)

当社は、次の各号に該当する場合には、入会又は運転者登録を拒絶することができるものとします。

- (1) 自動車運転免許証を有していないとき（但し、入会希望者が法人の場合を除く）。
  - (2) 第32条に定める（社）全国レンタカー車両協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という）又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店間で共有する貸渡注意者リスト（以下、「貸渡注意者リスト」という）に登録されているとき。
  - (3) 指定暴力団、指定暴力団関係の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
  - (4) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
  - (5) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
  - (6) 規約又は細則に違反する行為があったとき。
  - (7) その他、当社が不相当と認めたとき。
- 2 前項のほか、当社は、会員が届け出た者が次の各号に該当する場合には、当該会員の届け出た者に

ついて、運転者登録を拒絶することができるものとします。

- (1) 法人であるとき。
- (2) 当社が別に定める登録運転者の基準を満たさなくなったとき。
- (3) その他、当社が不相当と認めたとき。

#### 第10条 (会員資格等の取消)

当社は、会員等について、前条に定める事由のあること若しくは当社への届出内容に虚偽のあることが発覚した場合又はその恐れがあると当社が判断した場合には、会員資格又は運転者登録を取り消すことができるものとします。

- 2 前項のほか、当社は、登録運転者に前条に定める事由のあることが発覚した場合又はその恐れがあると当社が判断した場合には、運転者登録を取り消すとともに、運転者登録を行った会員についても、会員資格を取り消すことができるものとします。

#### 第11条 (退会)

会員は、次の各号に該当する場合には、本サービスを退会するものとします。

- (1) 本サービスの退会を届け出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 当社が会員資格を取り消したとき。
- (4) 当社による本サービスの提供が著しく困難となったとき。
- (5) 当社が本サービスを終了したとき。
- (6) その他、前各号に準じ、会員資格の喪失が適当と当社が判断したとき。

#### 第12条 (運転者登録の終了)

運転者登録は、次の各号に該当する場合には、終了するものとします。

- (1) 会員が登録解除を届け出たとき。
- (2) 登録運転者が死亡したとき。
- (3) 当社が運転者登録を取り消したとき。
- (4) 会員が本サービスを退会したとき。
- (5) 当社による本サービスの提供が著しく困難となったとき。
- (6) 当社が本サービスを終了したとき。
- (7) その他、前各号に準じ、登録の終了が適当と当社が判断したとき。

## 第2章 本サービス

#### 第13条 (本サービス)

会員等は、当社の運営する本サービス向けカーシェアリング拠点（以下、「カーシェアリング拠点」という）において当社が会員等の利用に供する車両（以下、「カーシェアリング車両」という）について、規約の定めるところにより、利用することができるものとします。

#### 第14条 (カーシェアリング拠点)

当社は、14日前に当社のホームページで告知することにより、カーシェアリング拠点を移転又は閉鎖（以下、「移転等」という）することができるものとします。

- 2 会員等は、当社がカーシェアリング拠点を移転等したことにより生じた損害について、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

## 第3章 予約

#### 第15条 (予約の申込)

会員等は、カーシェアリング車両を借り受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種、予約利用開始日時、利用カーシェアリング拠点、予約利用期間、

- その他の利用条件（以下「利用条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
- 2 会員等は、予約可能なカーシェアリング車両がないことから生じた損害について、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

第 16 条 （予約の変更）

会員等は、利用契約の締結後、利用条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 17 条 （予約の取消等）

会員等及び当社は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができるものとします。なお、当社所定の方法による予約の取り消しがなかったときといえども、予約利用開始日時から予約利用期間が終了するまでの間に第 20 条の手続（以下、「貸渡手続」という）がされなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取り消されたものとします。

- 2 前項の他、第 14 条に定めるカーシェアリング拠点の移転等の日時以降を予約利用開始日時とするカーシェアリング車両の予約は、移転等の当日 0 時をもって、全て取り消しとなるものとします。
- 3 会員等の都合により予約が取り消されたときは、会員は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとします。
- 4 会員等及び当社は、予約が取り消されたこと及び利用契約が締結されなかったことについて、前項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第 18 条 （利用契約の締結等）

カーシェアリング車両の利用契約（以下、「利用契約」という）は、貸渡手続が完了したときをもって成立するものとします。

- 2 会員等は、利用契約の締結にあたり、以下の事項を当社に対し保証するとともに、規約及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。
- (1) カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許証を携帯していること。
  - (2) 酒気を帯びていないこと。
  - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していないこと。
  - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6 才未満の幼児を同乗させないこと。
  - (5) 第 9 条第 1 項各号に該当する事由がないこと。
  - (6) 過去の利用について、利用料金の未払いがないこと。

第 19 条 （貸渡拒絶）

当社は、会員等が次の各号に該当することが判明したときは、利用契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。

- (1) 前条第 2 項各号に違反するとき。
  - (2) その他、当社が不相当と認めたとき。
- 2 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は利用契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。
- (1) 貸渡できるカーシェアリング車両がないとき（盗難、事故、他の会員等のカーシェアリング車両の返却遅延等による場合を含む）。
  - (2) システム不具合その他運営上の都合によりカーシェアリング車両の貸渡ができないとき。
- 3 会員等は、当社が本条に基づく予約の取消を行ったことにより生じた損害について、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

第 20 条 （貸渡手続）

カーシェアリング車両の貸渡手続は、第 15 条の予約に基づきカーシェアリング車両を使用する都度、会員等が、携帯電話等によりカーシェアリング車両の開錠を行うことにより、完了するものとします。

第 21 条 （利用料金）

会員は、自ら又は登録運転者の利用契約が成立した場合、当社に対し、次項に定める利用料金（以下、「利用料金」という）を支払うものとします。

2 利用料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。

(1) 時間料金

(2) 距離料金

3 利用料金は、カーシェアリング車両の貸渡時において、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸管理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金によるものとします。

4 当社が、貸渡料金を、第 15 条による予約を完了した後に改定したときは、会員は、予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

5 会員は、会員等が会員 ID 等を第三者に利用されたことから生じた利用料金その他規約上支払うべき金銭について、支払義務を負うものとします。但し、第三者による会員 ID 等の利用について、会員等の故意又は重過失がない場合を除くものとします。

#### 第 22 条 (点検整備等)

当社は、道路運送車両法第 48 条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したカーシェアリング車両を貸渡すものとします。

2 会員等は、カーシェアリング車両を借り受ける都度、カーシェアリング車両が利用条件を満たしていることを確認するものとします。

### 第 4 章 利 用

#### 第 23 条 (会員等の管理責任)

会員等は、カーシェアリング車両の引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下、「利用中」という）、善良な管理者の注意をもってカーシェアリング車両を使用し、保管するものとします。

2 会員等は、カーシェアリング車両を使用する際には、法令、規約、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しカーシェアリング車両を利用するものとします。

#### 第 24 条 (日常点検整備)

会員等は、利用中、借り受けたカーシェアリング車両について、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

#### 第 25 条 (禁止行為)

会員等は、利用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくカーシェアリング車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) カーシェアリング車両を所定の使用目的以外に使用し又は登録運転者以外の者に運転させること。

(3) カーシェアリング車両を転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。

(4) カーシェアリング車両の自動車登録番号票又は車両番号票を偽造若しくは変造し、又はカーシェアリング車両を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

(5) 当社の承認を受けることなく、カーシェアリング車両を各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(6) 法令又は公序良俗に違反してカーシェアリング車両を使用すること。

(7) 当社の承諾を受けることなくカーシェアリング車両について損害保険に加入すること。

(8) カーシェアリング車両を日本国外に持ち出すこと。

(9) その他第 15 条の利用条件又は規約若しくは細則に違反する行為をすること。

#### 第 26 条 (違法駐車)

会員等は、カーシェアリング車両に関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。

2 当社は、警察からカーシェアリング車両の違法駐車連絡を受けたときは、会員等に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を移動させ、カーシェアリング車両の予約利用期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、会員等はこれに従うものとします。なお、当社は、カーシェアリング車両が警察により移動された場合には、当社の判断により、自らカーシェアリング車両を警察から引き取る場合があります。

3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員等に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、会員等が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず利用契約を解除し、直ちにカーシェアリング車両の返還を請求することができるものとし、会員等は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとします。

4 規約冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、会員等は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書、自認書等の資料を提出することに同意します。

5 会員等がカーシェアリング車両返還までに違反処理を行わなかった場合、当社が会員等若しくはカーシェアリング車両の探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、会員等は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 当社が別に定める駐車違反違約金（前号の放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という）

(3) 探索費用及び車両管理費用

6 当社は、会員等が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を会員等に返還するものとします。

#### 第 27 条 （会員等の返還責任）

会員等は、当社所定の方法により、カーシェアリング車両を予約利用期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 会員等は、天災その他の不可抗力により予約利用期間満了時までにカーシェアリング車両を返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

#### 第 28 条 （カーシェアリング車両の確認等）

会員等は、カーシェアリング車両を通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

2 会員等は、カーシェアリング車両の返還にあたって、カーシェアリング車両内に会員等又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、カーシェアリング車両の返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

#### 第 29 条 （カーシェアリング車両の返還時期等）

会員は、会員等が第 16 条により予約利用期間を延長したときは、延長後の予約利用期間に対応する利用料金を支払うものとします。

2 会員は、会員等が第 16 条による当社の承諾を受けることなく予約利用期間を超過した後に返還したときは、予約利用開始時間からカーシェアリング車両を返還した日時までの期間に対応する利用料金に加え、予約利用期間を超過した時間に応じた超過料金を相当する違約料を支払うものとします。

- 3 会員は、会員等が予約利用期間満了時までカーシェアリング車両を返還したときといえども、予約利用期間に対応する利用料金を支払うものとします。但し、会員は、当社がこの場合について、予約利用開始時間からカーシェアリング車両を返還した日時又は利用契約を締結した時間からカーシェアリング車両を返還した日時に対応する利用料金を支払うべき旨を別途定めたときは、当該定めに従った利用料金を支払うものとします。
- 4 当社は、前項の定めをしたときは、当社の発行するパンフレット、料金表またはホームページ上にこれを記載するものとします。

第 30 条 (カーシェアリング車両の返還場所等)  
会員は、会員等が所定の返還場所以外の場所にカーシェアリング車両を返還したときは、カーシェアリング車両の回送のために必要となる費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第 31 条 (カーシェアリング車両が返還されなかった場合の措置)  
当社は、会員等に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、車両位置情報システムを利用しカーシェアリング車両の所在を確認するのに必要な措置を実施するとともに(社)全国レンタカー車両協会への不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。

(1) 予約利用期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。

(2) 会員等の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2 前項各号の場合、会員は、当社が会員等の探索及びカーシェアリング車両の回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第 32 条 (利用情報の登録と利用の合意)  
規約冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、会員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員等の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報(以下「貸渡情報」という)が全レ協システム及び貸渡注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

(1) 会員等が、当社の指定する期日までに、第26条第5項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。

(2) 前条第1項各号に該当したとき。

2 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、会員等は、次に掲げる事項に同意するものとします。

(1) 全レ協システムに登録された貸渡情報が(社)全国レンタカー車両協会及び加盟各都道府県レンタカー車両協会とその会員事業者に利用されること。

(2) 貸渡注意者リストに登録された貸渡情報がトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店に利用されること。

第 33 条 (GPS 機能)  
会員等は、カーシェアリング車両に全地球測位システムが搭載され、当社所定のシステムにカーシェアリング車両の現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録を規約冒頭の個人情報の取扱いに関する規定に従い利用することを異議なく承諾します。

## 第5章 故障・事故・盗難時の措置

第 34 条 (カーシェアリング車両の故障)  
会員等は、利用中にカーシェアリング車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 35 条 (事 故)  
会員等は、利用中にカーシェアリング車両にかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (2) 前号の指示に基づきカーシェアリング車両の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
  - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
  - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 2 会員等は、前項のほか自らの責任と負担において事故の処理・解決をするものとします。
- 3 当社は、会員等のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

#### 第 36 条 (盗 難)

会員等は、利用中にカーシェアリング車両の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

#### 第 37 条 (使用不能による利用契約の終了)

利用中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりカーシェアリング車両が使用できなくなったときは、利用契約は終了するものとします。

- 2 会員は、前項の場合、予約利用開始日時から予約期間終了時又はカーシェアリング車両を返還した日時までのいずれか遅い方に対応した利用料金に加え、カーシェアリング車両の引取及び修理等に要する費用を負担するものとします。但し、故障等が次項又は第 4 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡手続前に存した瑕疵による場合は、当社は、会員に対する利用料金の請求を行わないものとします。
- 4 会員は、故障等が会員等及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、予約利用開始日時から利用契約の終了時までの期間に対応する利用料金を支払うものとします。
- 5 会員等は、故障等によりカーシェアリング車両が使用できなくなったことから生じた損害については、本条に定めるものを除き、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

### 第 6 章 賠償及び補償

#### 第 38 条 (借受人による賠償及び営業補償)

会員は、会員等が利用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員等の責に帰すべき事由による故障、カーシェアリング車両の汚損・臭気等により当社がそのカーシェアリング車両を利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、会員はこれを支払うものとします。
- 3 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたカーシェアリング車両に係るものである場合には、会員は、その損害を賠償することを要しないものとします。

#### 第 39 条 (保 険)

会員等が規約及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

- (1) 対人補償 1 名につき無制限（自賠償保険を含む）

- (2) 対物補償 1事故につき無制限（免責額 5万円）
  - (3) 車両補償 1事故につき時価まで（免責額 5万円 但し、バス・大型貨物車 10万円）
  - (4) 人身傷害補償 1名につき 3000万円まで
- 2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、会員等の負担とします。
- 3 当社が前項に定める会員等の負担すべき損害金を支払ったときは、会員等は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 4 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、会員が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは会員等の負担とします。
- 5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額および前項に定める免責補償料は利用料金に含まれます。

## 第7章 解除

### 第40条 （利用契約の解除）

当社は、会員等が利用中に規約及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず利用契約を解除し、直ちにカーシェアリング車両の返還を請求することができるものとします。この場合、会員は、予約利用開始日時から予約期間終了時又はカーシェアリング車両を返還した日時までのいずれか遅い方に対応した利用料金を支払うものとします。

### 第41条 （退会・運転者登録の終了に伴う解除）

当社は、会員等が退会又は運転者登録を終了したときは、当該会員等（以下、「退会者等」という）の予約を取り消すとともに、退会者等の利用中といえども、何らの通知・催告を要せず直ちに退会者等の利用契約を解除し、カーシェアリング車両の返還を請求することができるものとします。この場合、会員は、予約利用開始日時から予約期間終了時又はカーシェアリング車両を返還した日時までのいずれか遅い方に対応する利用料金を支払うものとします。

### 第42条 （解除に関する免責）

会員等は、前二条に基づき当社が利用契約を解除し又は予約を取り消したことにより生じた損害については、当社に対し、いかなる請求も行おうことができないものとします。

## 第8章 雑則

### 第43条 （相殺）

当社は、規約及び細則に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

### 第44条 （消費税）

会員は、規約及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

### 第45条 （遅延損害金）

会員は、規約及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第46条 （準拠法等）

準拠法は、日本法とします。

- 2 邦文規約と、英文その他邦文以外の規約に齟齬があるときは、邦文規約を優先するものとします。

### 第47条 （規約及び細則）

当社は、予告なく規約及び細則を改訂し、又は規約の細則を別に定めることができるものとします。

- 2 当社は、規約及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、

当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを  
変更した場合も同様とします。

第 48 条 (管轄裁判所)

この規約及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄す  
る裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 規約は、令和 2 年 1 月 1 日から施行します。